

令和 6 年

山口県の母子保健

山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども政策課

はじめに

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を担う子どもたちを安心して産み、ゆとりをもって育てるための基盤となるものです。

本県の母子保健は、社会保障制度の充実や医療技術の進歩等と相まって、概ね一定の水準を維持しているものの、一方で、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、子育ての基盤となる家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化し、妊産婦の子育てに対する不安感や負担感が増大しています。また、近年は、晩婚化・晩産化に伴い不妊等に悩む方々の増加、児童虐待など親子の心の問題や思春期における健康問題など、新たな課題が生じています。

このため、県では、「やまぐち未来維新プラン」に基づき、身近な場所で妊娠・出産、子育ての相談ができる「やまぐち版ネウボラ」の推進や、宿泊施設を活用した広域的な産後ケア体制の構築など、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図るとともに、思春期保健に関する相談窓口の設置など、次世代を担う女性の健康支援に取り組んでいるところです。

また、今年度から新たに、遠方の分娩取扱施設等までの移動時間を要する妊産婦等を対象に、産婦健康診査や産後ケアなどに伴う交通費等を助成するなど、妊娠・出産から子育てまで、切れ目のない支援をより一層充実させることとしています。

今後も、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを推進してまいりますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

この報告書は、令和6年度における母子保健の現状と事業実績をとりまとめたものであり、本書が母子保健に関する基礎資料として活用され、本県の母子保健の推進に役立つことを願っています。

令和8年4月

山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども政策課長
三 木 昌 子

目 次

目 次

凡 例

第一章 母子保健に関する統計

1 母子保健の水準	1
2 人口動態	
(1) 人口動態	2
(2) 出生	4
(3) 乳児死亡	9
(4) 周産期死亡	11
(5) 死産	12
(6) 人工妊娠中絶	13
3 母子保健対策	
(1) 妊娠届出	14
(2) 妊婦健康診査	15
(3) 乳児一般健康診査	16
(4) 1歳6か月児一般健康診査	17
(5) 3歳児一般健康診査	17
(6) 歯科健康診査	18
(7) 予防接種率	19
(8) 性感染症報告	20
(9) その他	
ア 虐待相談件数	21
イ 被虐待児の年齢構成	21
ウ 児童虐待における虐待者の構成	22
エ 10代の自殺件数	22

第二章 母子保健事業実績

1 乳幼児健康診査等実施状況	23
2 妊婦健康診査実施状況	
(1) 妊婦健康診査実施状況（前期）	24
(2) 妊婦健康診査実施状況（後期）	26
3 乳児一般健康診査実施状況	
(1) 乳児一般健康診査実施状況（1か月児）	28
(2) 乳児一般健康診査実施状況（3か月児）	34
(3) 乳児一般健康診査実施状況（7か月児）	40
4 1歳6か月児一般健康診査実施状況	46

5	3歳児一般健康診査実施状況	50
6	歯科健康診査実施状況	
(1)	1歳6か月児歯科健康診査実施状況	54
(2)	3歳児歯科健康診査実施状況	56
7	予防接種実施状況	58
8	5歳児発達相談会実施状況	59
9	新生児聴覚検査実施状況	60
10	母子保健事業等実施状況	61
第三章 統計表		
表1	女子の年齢階級別出生率	62
表2	男女別平均初婚年齢及び第1子にみた父・母の平均年齢	62
表3	母の年齢別出生数	63
表4	出生順位別出生数及び構成割合	63
表5	第1子にみた母の年齢	64
表6	出生の場所別出生数及び構成割合	64
表7	妊娠期間別出生数及び構成割合	65
表8	低出生体重児出生数及び割合	65
表9	生存期間別乳児死亡数	66
表10	死因別乳児死亡数	67
表11	死因別乳児死亡率	67
表12	死因（乳児簡単分類）別乳児死亡数	68
表13	母の年齢階級別自然死産数	70
表14	母の年齢階級別人工死産数	70
表15	年齢階級別人工妊娠中絶実施数	71
表16	20歳未満の人工妊娠中絶実施率	72
表17	市町別人口動態 —実数—	73
表18	市町別人口動態 —率—	74
表19	年齢階級別感染症報告数	76
表20	妊娠届出状況	77
表21	妊婦健康診査実施状況（前期）	78
表22	妊婦健康診査実施状況（後期）	78
表23	乳児一般健康診査実施状況（1か月児）	79
表24	乳児一般健康診査実施状況（3か月児）	79
表25	乳児一般健康診査実施状況（7か月児）	79
表26	1歳6か月児一般健康診査実施状況	80
表27	3歳児一般健康診査実施状況	80
第四章 付 表		
	母子保健行政のあゆみ	81

1 統計表中の符号の用法は次のとおりである。

- 「 … 」 計数不明の場合
- 「 ・ 」 統計項目のない場合
- 「 0.0 」 比率が微小(0.05未満)の場合
- 「 △ 」 減の場合

2 用語の説明

- ・乳児死亡 …… 生後1年未満の死亡
- ・新生児死亡 …… 生後4週未満の死亡
- ・早期新生児死亡 …… 生後1週未満の死亡
- ・死産 …… 妊娠満12週以後の死児の出産
- ・周産期死亡 …… 妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡を合わせたもの

3 統計表中の各比率の算出は、次のとおりである。

$$\text{出生率} = \frac{\text{年間出生数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡率} = \frac{\text{年間乳児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{新生児死亡率} = \frac{\text{年間新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{早期新生児死亡率} = \frac{\text{年間早期新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{妊娠満22週以後の死産率} = \frac{\text{年間妊娠満22週以後の死産数}}{\text{年間出生数} + \text{年間妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{年間周産期死亡数}}{\text{年間出生数} + \text{年間妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

$$\text{妊産婦死亡率} = \frac{\text{年間妊産婦死亡数}}{\text{年間出産数}} \times 100,000$$

注1 妊産婦死亡数とは、昭和53年までは死因簡単分類 B40 流産、B41 その他の妊娠、分娩、産褥の合併症及び合併症の記載のない分娩死亡に該当するものの数、昭和54年以降平成6年までは簡単分類 79 直接的産科死亡、80 間接的産科死亡の合計数、平成7年以降は、直接産科的死亡（O00～O92）、間接産科的死亡（O98～O99）、原因不明の産科的死亡（O95）及び妊娠中又は妊娠終了後満42日未満の産科的破傷風（A34）ヒト免疫不全ウィルス病（B20～B24）の合計数である。
2 妊産婦死亡率については、年間出生数を分母に使うこともある。

$$\cdot \text{死産率 (総数・自然・人工)} = \frac{\text{年間死産数 (総数・自然・人工)}}{\text{年間出産数}} \times 1,000$$

注1 出産数とは、出生数と死産数の合計をいう。

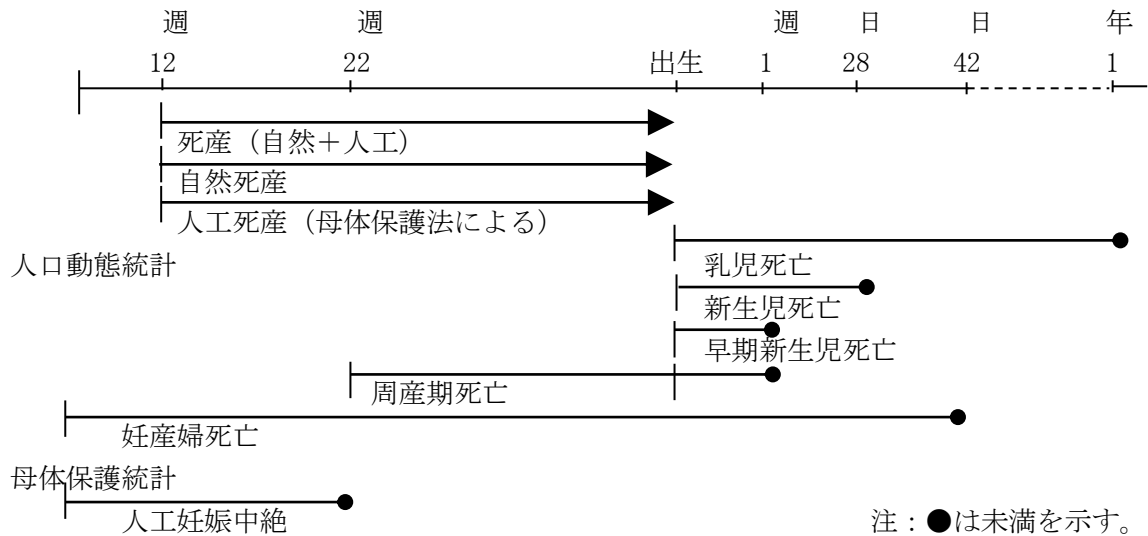
2 人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置（胎児又は付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。

$$\cdot \text{合計特殊出生率} = \left[\frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女子人口}} \right] \text{15歳から49歳までの合計}$$

注 女子の年齢別出生率の合計で、女子がその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むと仮定した場合に、1人の女子が一生の間に産む平均子ども数を表す。

$$\cdot \text{死因別乳児死亡率} = \frac{\text{年間の死因別乳児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 10,000$$

死産、乳児死亡、周産期死亡及び妊産婦死亡、人工妊娠中絶について



注：●は未満を示す。

資料：「国民衛生の動向」

4 統計表及びグラフについて、人口動態統計は年次（1月～12月）、母子保健事業は年度（4月～3月）である。